

介護人材の確保

国・都道府県・市町村・事業者の主な役割

国

- ・介護報酬改定等を通じた処遇改善の取組等、4つの視点に基づき総合的に施策を推進
- ・介護保険事業(支援)計画の基本指針と連動した福祉人材確保指針や介護雇用管理改善等計画の見直し
- ・介護人材の需給推計ツールの提供など都道府県への支援

都道府県

- ・介護保険事業支援計画等に基づき、介護職員の研修など、4つの視点からの取組
- ・必要となる介護人材の需給推計の実施
- ・関係団体や関係機関などを集めた協議会の設置運営

市町村

- ・事業者の介護人材確保に向けた取組の支援
- ・生活支援の担い手を増やしていくための取組

事業者(事業者団体)

- ・選ばれる事業所となるための魅力ある職場作り等も含めた介護職員の処遇改善への取組
- ・業界自らのイメージアップへの取組
- ・業界全体としてマネジメントに関する情報の提供と意識改革
- ・複数事業所が共同で採用や研修を行うなど事業所の連携強化

取組の4つの視点

視点①: 参入の促進

介護業界のイメージアップの推進、介護職員の専門性に対する社会的認知度のアップ、情報公表や適切なマッチングなど多様な人材が就労できるような裾野を広げる取組 等

視点②: キャリアパスの確立

研修の受講支援や法人の枠を超えた人事交流の推進などのステップアップやキャリアパスの確立 等

視点③: 職場環境の整備・改善

介護職員の負担軽減のための介護ロボットの開発促進やICTを活用した情報連携の推進・業務の効率化などの職場環境の整備・改善 等

視点④: 処遇改善

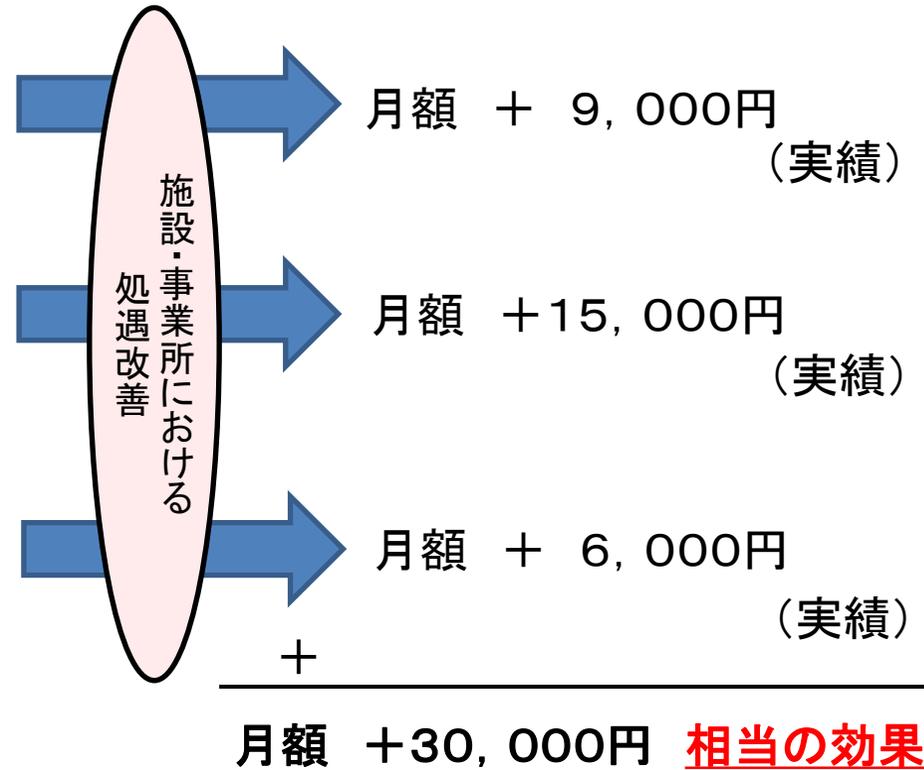
介護報酬の改定を通じて、介護職員の更なる処遇改善を図るとともに、事業者による取組の促進策を検討 等

介護職員の処遇改善についての取組

平成21年4月
平成21年度介護報酬改定 +3%改定
(介護従事者の処遇改善に重点をおいた改定)

平成21年10月～平成24年3月
介護職員処遇改善交付金(補正予算)

平成24年4月
平成24年度介護報酬改定 +1.2%改定
〔「介護職員処遇改善加算」の創設により、処遇改善交付金による処遇改善を継続〕



1. 上記3つの取組等により、それぞれ実績として給与が改善されている。
2. 上記実績はそれぞれ調査客体等が異なるが、これを合計すれば月額3万円相当の改善となっている。

社会保障・税一体改革の中で更なる処遇改善を行う

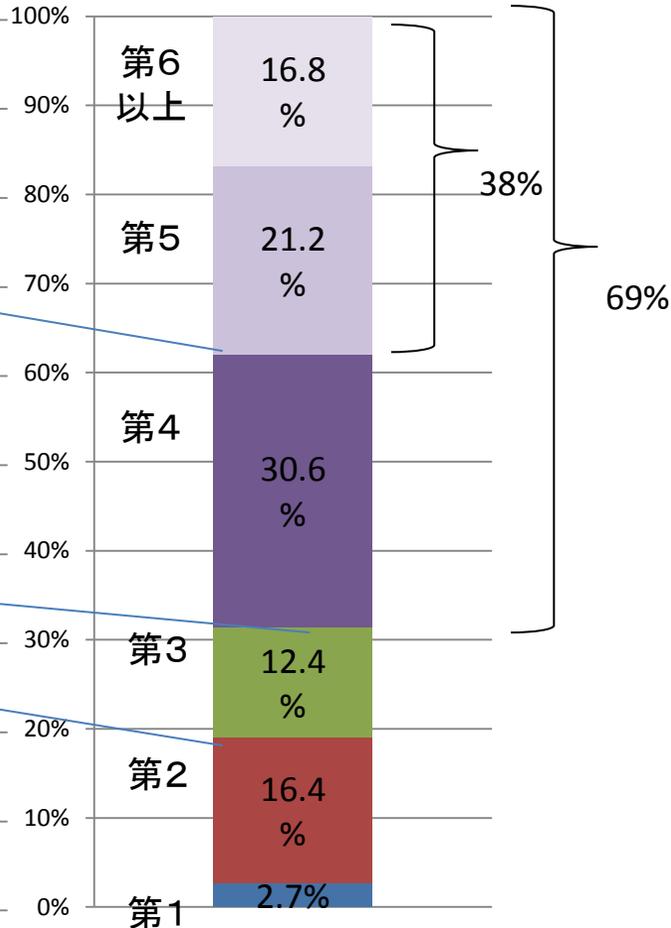
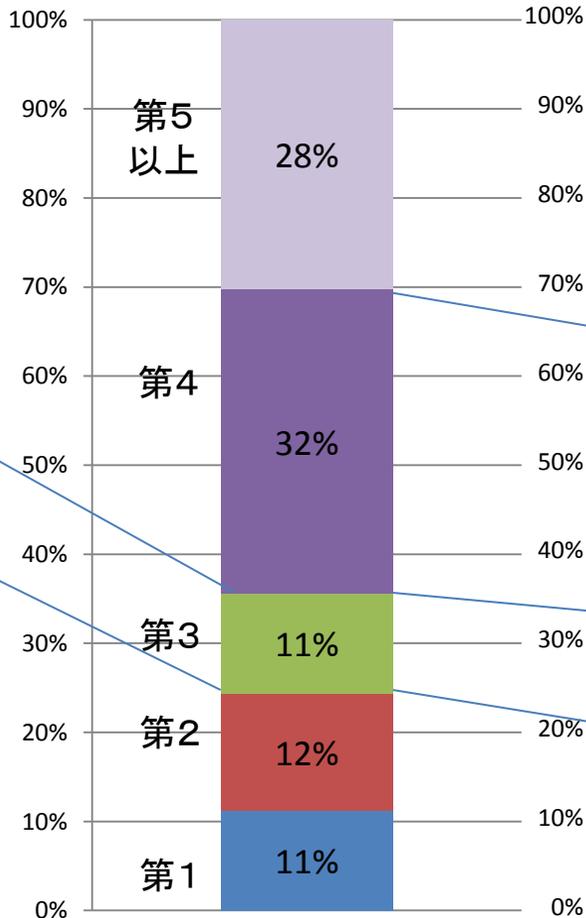
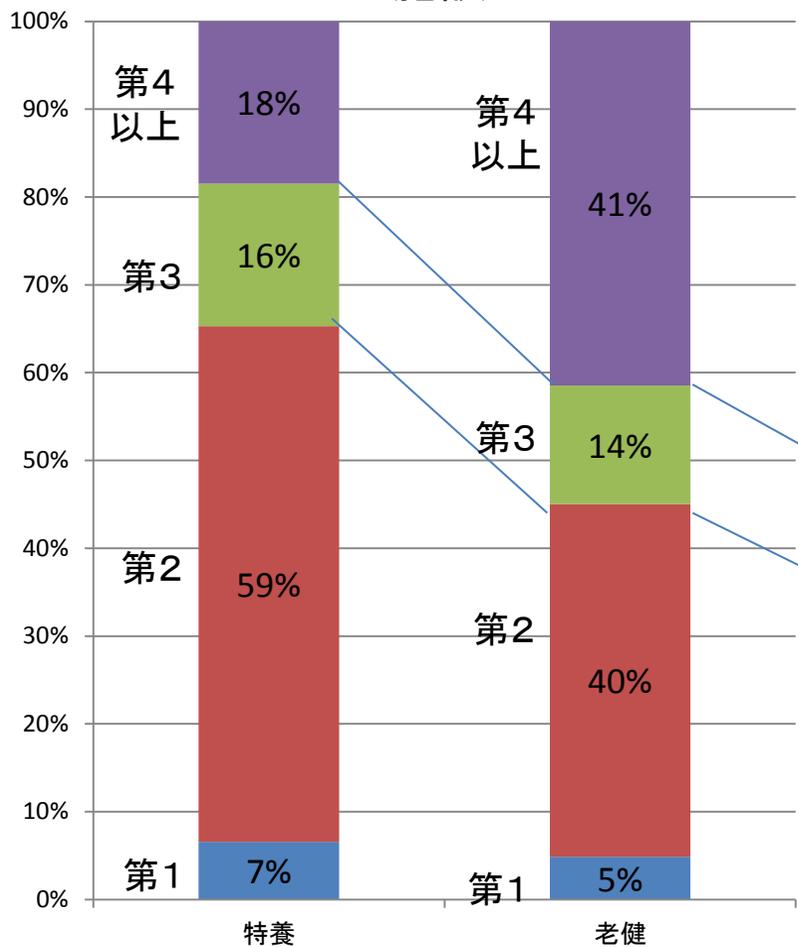
介護保険サービス利用者等の所得段階別割合

- 基準の適用を受けるのは、要介護認定を受けて実際に介護サービスを利用する者である。
- 要介護者の所得分布は、被保険者全体の所得分布と比較して低いため、仮に被保険者の上位20%に相当する基準を設定したとしても、各所得区分の構成比を勘案して粗く推計すると、実際に影響を受けるのは、在宅サービス利用者の約15% (20% × 28% ÷ 38%)、特養で約5% (20% × 18% ÷ 69%)、老健で約12% (20% × 41% ÷ 69%)と推定される。

＜施設＞

＜在宅＞

＜保険料＝1号被保険者全体＞



出典:平成22年介護サービス施設事業所調査

出典:平成22年国民生活基礎調査

出典:平成22年度介護保険事業
状況報告年報

一定以上所得者を2割負担とした場合の影響

- 利用者負担が2割となると、在宅サービスについては、軽度者は負担が2倍となるが、要介護度が上がると高額介護サービス費に該当することで負担の伸びが抑えられる者が多くなる。
- 施設・居住系サービスについては、要介護度別の平均費用で見ると、ほとんどの入所者が高額介護サービス費に該当することとなって負担の伸びが抑えられる。

① 居宅サービス利用者の負担の変化

| | 要介護1 | 要介護2 | 要介護3 | 要介護4 | 要介護5 |
|------------------------------|----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 平均的な利用者負担額の変化 | 約7,700円 →約15,400円 | 約10,000円 →約20,000円 | 約14,000円 →約28,000円 | 約17,000円 →約34,000円 | 約21,000円 →約37,200円 |
| 高額介護サービス費(37,200円)に該当する割合(※) | 0.5% | 8.5% | 37.8% | 51.4% | 62.1% |

※ 19,000単位以上の者の割合

② 施設・居住系サービスの1月当たり平均費用額と高額介護サービス費該当の状況

単位:千円

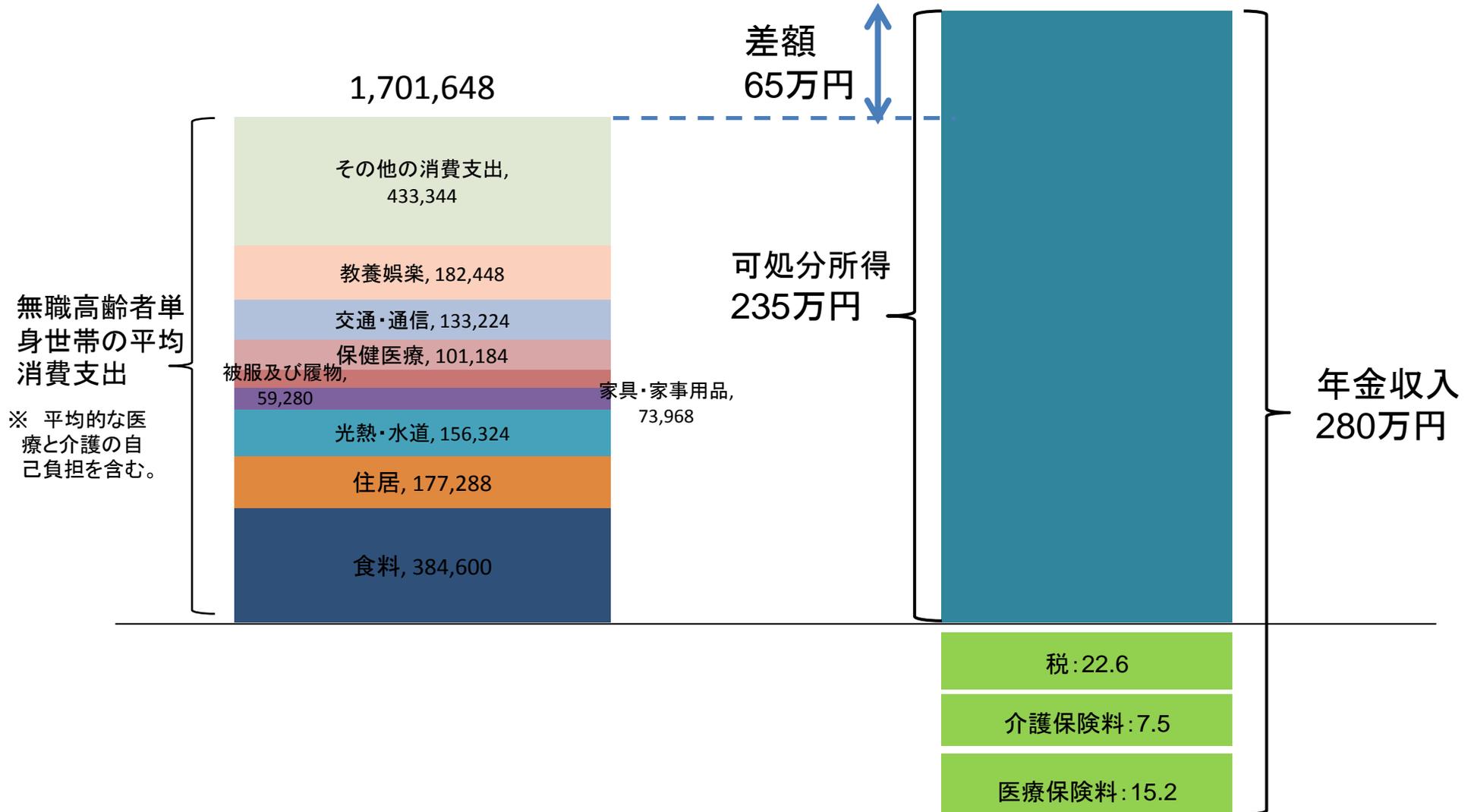
| | 要介護1 | 要介護2 | 要介護3 | 要介護4 | 要介護5 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 特定 | 171.3 | 193 | 214.5 | 235.6 | 257.1 |
| グループホーム | 262 | 268.5 | 273.6 | 277 | 283.3 |
| 特養 | 218.3 | 240 | 258.9 | 279.8 | 298.5 |
| 老健 | 258.7 | 275 | 290.9 | 305.4 | 319.8 |
| 介護療養 | 247.8 | 284.7 | 350.7 | 386.5 | 414.3 |

● 1割負担で高額介護サービス費(37200円)該当

● 2割負担となったときに高額介護サービス費(37200円)該当

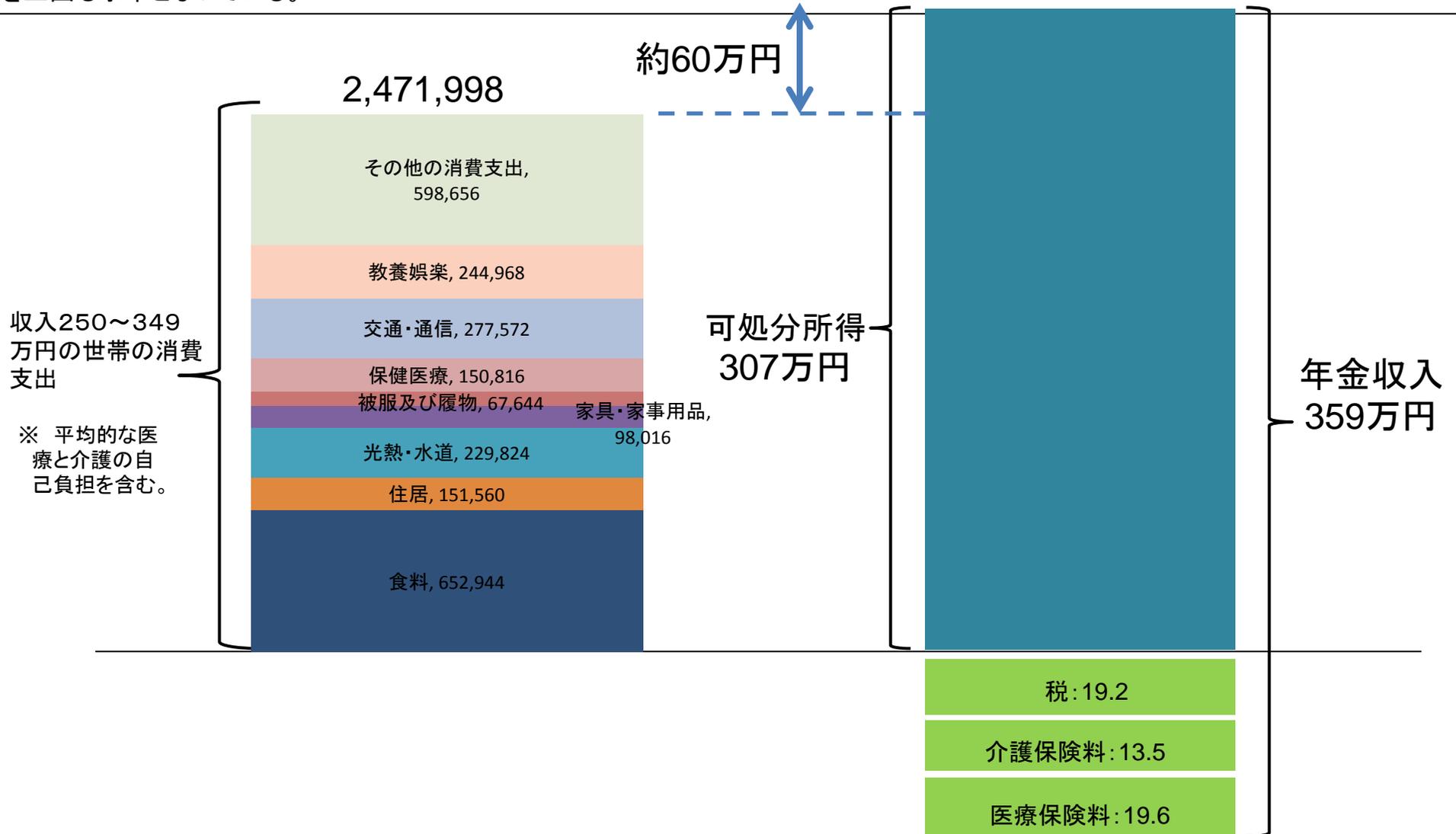
無職高齢者単身世帯の場合の収支状況

- 無職高齢者単身世帯の場合について、年金が年額280万円(合計所得金額160万円+公的年金等控除120万円)と仮定し、税や保険料を支払った後の所得と、無職高齢者単身世帯の平均的な消費支出(平均的な医療と介護の自己負担を含む。)を比較する。
- 可処分所得と消費支出の差は約65万円となり、後期高齢者医療と介護保険における自己負担の世帯単位での上限となる56万円を上回っている。



無職夫婦高齢者世帯の場合の収支状況

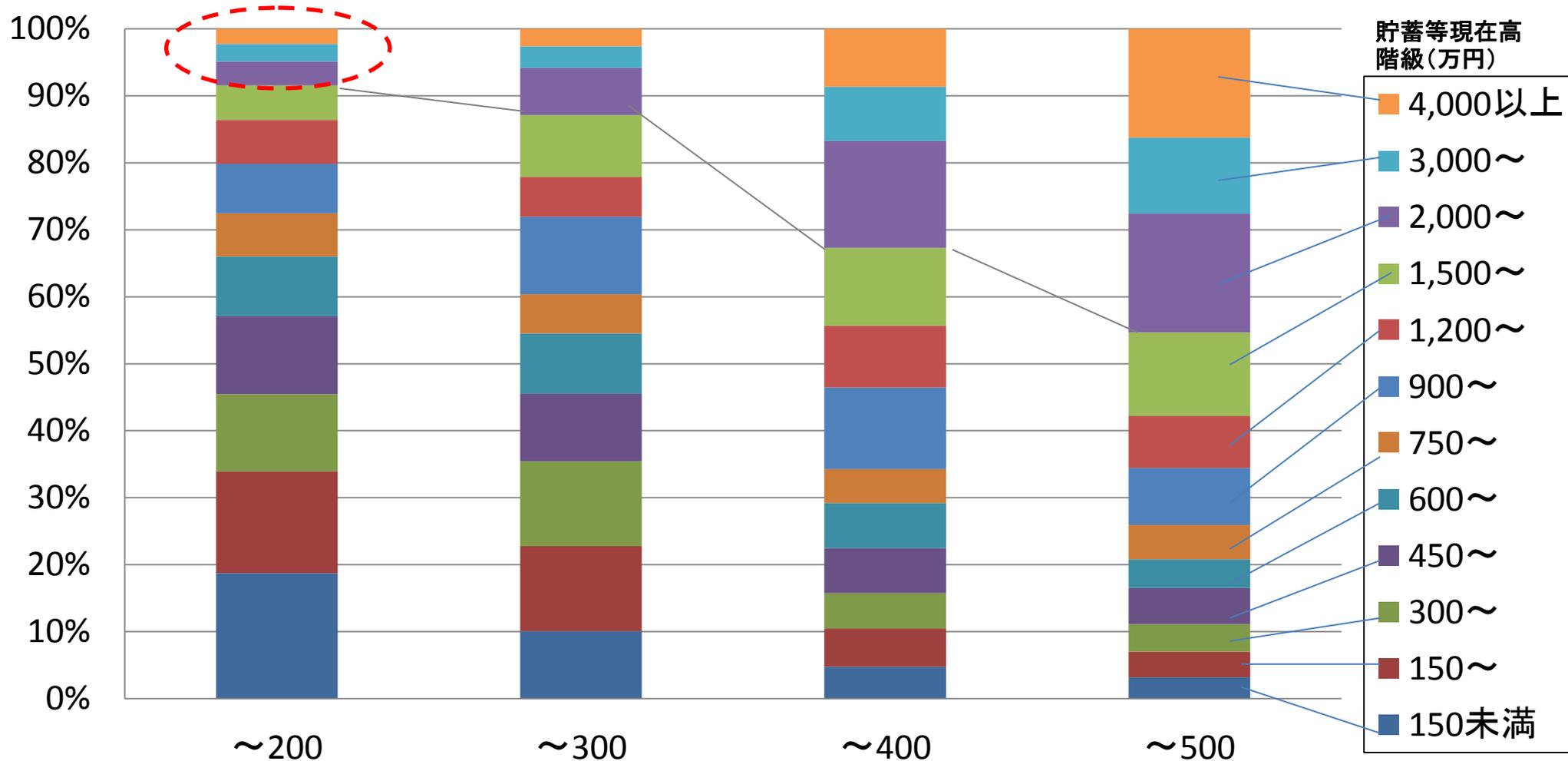
- 無職高齢者夫婦世帯の場合について、夫の年金が年額280万円(合計所得金額160万円+公的年金等控除120万円)、妻が国民年金(79万円)と仮定し、税や保険料を支払った後の所得と、無職高齢者世帯のうち収入が250万円~349万円の世帯の平均的な消費支出(平均的な医療と介護の自己負担を含む。)を比較する。
- 可処分所得と消費支出の差は約60万円となり、後期高齢者医療と介護保険における自己負担の世帯単位での上限となる56万円を上回る水準となっている。



高齢者世帯の貯蓄等の状況

(1) 夫婦高齢者世帯の収入階級別の貯蓄等保有状況

○ 収入200万円未満の世帯で貯蓄等が2000万円以上の世帯の占める割合は約8%。



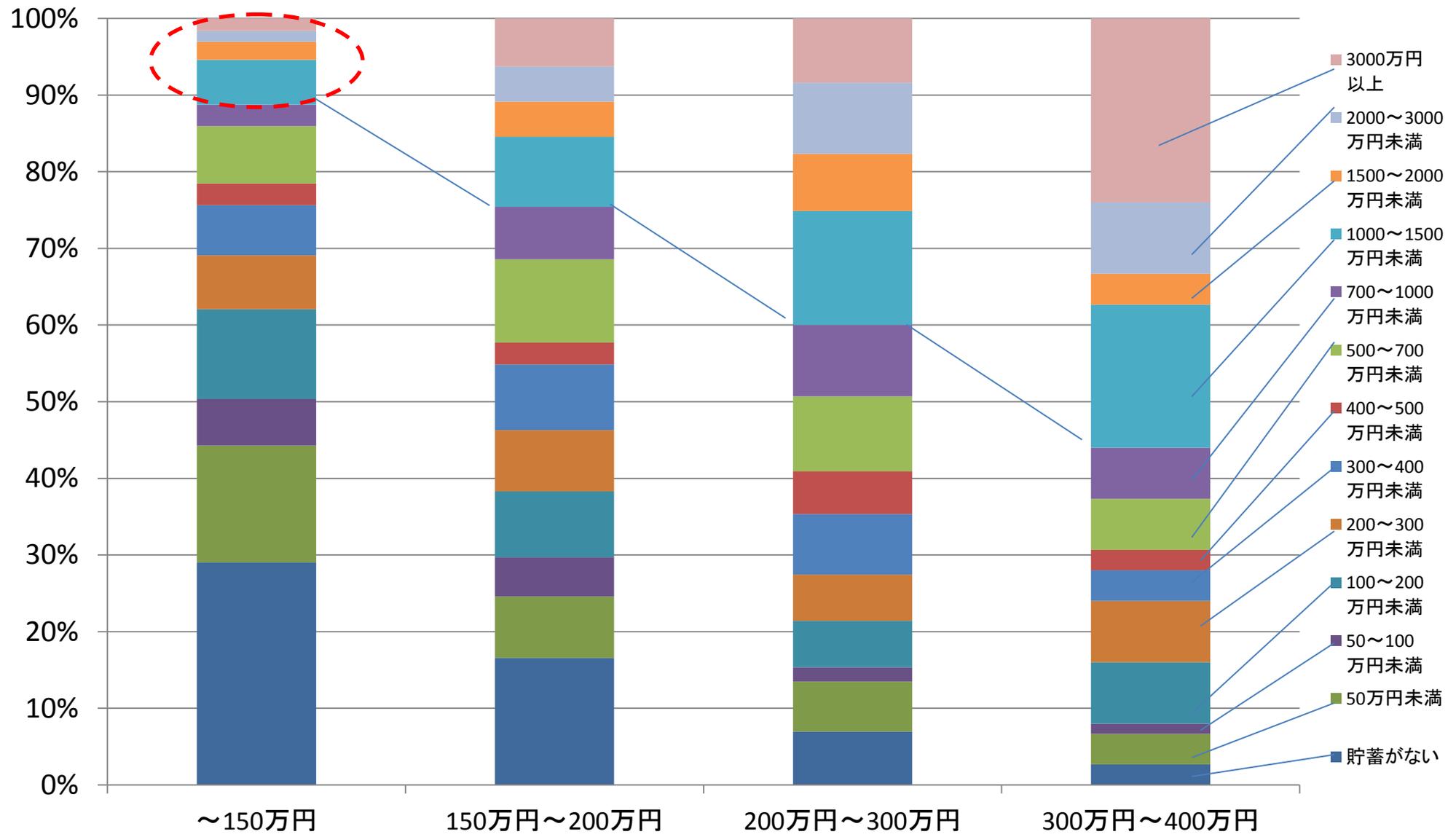
(注)「夫婦高齢者世帯」とは65歳以上の夫婦のみの世帯を指す

[出典]平成21年全国消費実態調査

(収入階級:万円)

(2) 高齢者単身世帯の収入階級別の貯蓄等保有状況

○ 収入150万円未満の世帯で貯蓄等が1000万円以上の世帯の占める割合は11%。



(注)「高齢者単身世帯」とは65歳以上の単身世帯を指す

[出典]平成22年国民生活基礎調査を特別集計

利用者負担等の見直しの財政影響の推計

※ 第6期(平成27年度～29年度)平均

<年度・億円>

<円・月/人>

| | 給付費 | 保険料 | 公費 | 1号保険料 |
|--|------|------|------|-------|
| 利用者負担の見直し (被保険者の上位20%に該当する者の利用者負担2割、医療保険の現役並み所得に相当する者の高額介護サービス費の見直し) | ▲740 | ▲320 | ▲420 | ▲39 |
| 補足給付の見直し(合計) | ▲690 | ▲300 | ▲390 | ▲36 |
| 一定以上の預貯金のある者を対象外 | ▲360 | ▲160 | ▲200 | ▲19 |
| 配偶者の所得を勘案 | ▲200 | ▲90 | ▲110 | ▲11 |
| 遺族年金等非課税年金を第2段階と第3段階の判定に勘案 | ▲130 | ▲60 | ▲70 | ▲7 |

注1:平成26年度予算案ベースを基に将来的な影響額を算出しており、今後の給付費の動向等により影響は変化する。

注2:平成27年度から29年度の満年度の効果を平均したもの。

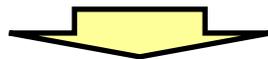
注3:「公費」の額は、2号保険料に係る介護納付金に対する国庫補助を含む。

介護福祉士の資格取得方法に関するこれまでの動き

【平成19年度改正】

介護福祉士の資質向上を図る観点から、一定の教育課程を経た後に国家試験を受験するという形で資格の取得方法を一元化（平成24年度からの施行を予定。）

| | 実務経験ルート | 養成施設ルート |
|-----|---------------------------------------|--|
| 改正前 | 介護業務の実務3年を経て、国家試験を受験。 | 養成施設(2年以上)の卒業のみで介護福祉士の資格を取得。 |
| 改正後 | 実務3年に加え、600時間以上(6か月以上)の実務者研修の受講を義務づけ。 | 教育内容を1,650時間の課程から1,800時間の課程に充実するとともに、新たに国家試験を義務づけ。 |



【平成23年度改正】

施行延長と環境整備を図るため、次のとおり改正。

| | 実務経験ルート | 養成施設ルート |
|------|---|---|
| 改正内容 | <p>施行を平成24年度から27年度に3年延長。(法律)</p> <p>理由：①新たな教育内容(たん吸引等)の追加、 ②受講支援策の充実</p> <p>研修時間を600時間から450時間(たん吸引等50時間含む)に見直し(省令)</p> <p>働きながらも研修を受講しやすい環境の整備。(省令等)</p> <p>①通信教育の活用、②過去に受講した科目を読み替える仕組みの導入、③受講費用の支援等</p> | <p>施行を平成24年度から27年度に3年延長。(法律)</p> <p>新たな教育内容(たん吸引等50時間)の追加により、研修時間を1,800時間から1,850時間に見直し。(省令)</p> |

【平成24年度予備費】福祉・介護人材確保緊急支援事業の創設

メニューとして、介護従事者が介護福祉士試験の受験資格の要件となる「実務者研修」を受講する際に必要な代替要員を雇いあげるための費用を補助(介護福祉士試験の実務者研修に係る代替要員の確保)